

広島県告示第八百三十号

次の上欄に掲げる者から、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があった。
なお、指定漁船に係る指定漁船調書は、次の下欄に掲げるとおり縦覧に供する。

令和七年九月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

上		欄		下	
発起人の住所及び氏名	加入区	法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称	縦覧期間	縦覧場所	欄
江田島市大柿町柿浦二五七九番二号 山本 領治 江田島市大柿町柿浦二六二四番一五号 山下 弘樹 江田島市大柿町柿浦二五〇 伊藤 順子 江田島市大柿町柿浦二七五四番三号 浜崎 幸数	大柿	大柿町漁業協同組合	令和七年九月二五日～令和七年一〇月九日	大柿町漁業協同組合	
呉市蒲刈町宮盛一三二三番四号 兼田 勉 呉市蒲刈町大浦二九〇番二号 日浦 賢良 呉市蒲刈町大浦四四七〇番一号 梶本 和彦 呉市蒲刈町大浦五四〇八 柴崎 好文	蒲刈町	蒲刈町漁業協同組合	令和七年九月二五日～令和七年一〇月九日	蒲刈町漁業協同組合	
東広島市安芸津町風早一三四八番三〇号 大本 彰 東広島市安芸津町風早一三四八番六号 滝口 慎也 東広島市安芸津町風早二八五〇番三五号 西明 龍彦 東広島市安芸津町風早三三四五番三六号 森尾 龍也	早田原	早田原漁業協同組合	令和七年九月二五日～令和七年一〇月九日	早田原漁業協同組合	

東広島市安芸津町風早三〇九二番一〇号 伊豫谷 伸一 東広島市安芸津町三津四二三一 番五一号 河野 義彦 東広島市安芸津町三津四一〇六 番四号 山中 開三 東広島市安芸津町三津五七八五 番三五号 山中 茂行	安芸津	安芸津漁業協同組合	令和七年九月 二五日〰令和 七年一〇月九 日	安芸津漁業協同組合
福山市藤江町九一七番二号 河塚 實 福山市柳津町五丁目一四番二三 号 小林 靖典 福山市柳津町二三八〇番六八号 村上 孝義 福山市藤江町一六三八番五号 藤原 比登士	松永	浦島漁業協同組合	令和七年九月 二五日〰令和 七年一〇月九 日	浦島漁業協同組合
福山市鞆町鞆六〇二番一号 吠田 治人 福山市鞆町後地八七六 羽田 和男 福山市鞆町鞆四〇九番二号 増田 眞也 福山市鞆町後地二〇二八番一号 岡崎 友希	鞆の浦	鞆の浦漁業協同組合	令和七年九月 二五日〰令和 七年一〇月九 日	鞆の浦漁業協同組合
福山市沼隈町能登原二〇三三 門田 久和 福山市沼隈町能登原二四九三番 二三号 横山 浩二 福山市沼隈町草深一四八四番一 号 中村 二郎 福山市沼隈町常石四一五番一号 神原 智	千年	千年漁業協同組合	令和七年九月 二五日〰令和 七年一〇月九 日	千年漁業協同組合